

令和 2 年第 4 回安城市議会定例会付議案件

2. 10. 26

内 容					
議案番号	第96号議案				
議案名	安城市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について				
摘要	<p>社会福祉法人安城市こども未来事業団が設立されることに伴い、同法人に職員を派遣するもの</p> <p>職員を派遣することができる団体に社会福祉法人安城市こども未来事業団を加える。</p> <p>(施行日) 令和3年1月1日</p>				
議案番号	第97号議案				
議案名	安城市税条例の一部を改正する条例の制定について				
摘要	<p>個人の市民税の寄附金税額控除の対象となる活動を行う特定非営利活動法人の変更に伴うもの</p> <p>1 特定非営利活動法人育て上げネット中部虹の会の主たる事務所の所在地を改める。 「安城市朝日町14番1号 朝日ビル3階」→「安城市今本町4丁目8番3号」</p> <p>2 次の2法人を加える。</p> <table border="1" data-bbox="288 1630 1370 1711"> <tr> <td>NPO法人高齢者支援よりそいの会</td> <td>安城市城南町1丁目18番地21</td> </tr> <tr> <td>特定非営利活動法人東海ファシリティー</td> <td>安城市二本木町長根62番地9</td> </tr> </table> <p>(施行日) 1 公布の日 2 令和3年1月1日</p>	NPO法人高齢者支援よりそいの会	安城市城南町1丁目18番地21	特定非営利活動法人東海ファシリティー	安城市二本木町長根62番地9
	NPO法人高齢者支援よりそいの会	安城市城南町1丁目18番地21			
特定非営利活動法人東海ファシリティー	安城市二本木町長根62番地9				

内 容										
議 案 番 号	第 9 8 号 議 案									
議 案 名	安城市遺児手当支給条例の一部を改正する条例の制定について									
摘 要	<p>災害その他やむを得ない理由により受給資格の認定の申請が遅れた場合における支給開始月の特例を設けるもの</p> <p>受給資格者が災害その他やむを得ない理由により受給資格の認定の申請をすることができなかつた場合において、その理由がやんだ後 15 日以内に当該申請をしたときは、受給資格者がその理由により当該申請をすることができなくなった日の属する月の翌月から遺児手当を支給する。</p> <p>(施行日) 公布の日</p>									
議 案 番 号	第 9 9 号 議 案									
議 案 名	安城市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について									
摘 要	<p>西三河都市計画三河安城南町一丁目南地区計画の決定に伴うもの</p> <p>次に掲げるとおり三河安城南町一丁目南地区内における建築物の制限を設け、違反した者を 20 万円以下の罰金に処する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>制限区分</th> <th>建築物</th> <th>建築物の敷地面積の最低限度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>制限内容</td> <td>           1 建築基準法別表第 2 (に) 項第 2 号に掲げる工場            2 倉庫業を営む倉庫            3 キャバレー又は個室付浴場業に係る公衆浴場            4 店舗型性風俗特殊営業に係る建築物         </td> <td>300 平方メートル</td> </tr> <tr> <td>罰則適用</td> <td>           上記制限に違反した建築物の建築主            建築基準法第 87 条第 2 項において準用する場合にあつては、上記制限に違反した建築物の所有者、管理者又は占有者         </td> <td>           上記制限に違反した建築物の設計者又は工事施工者 (この場合において、その違反が建築主の故意による場合は、当該建築主を含む。)                       建築物の建築後に、敷地を減少したことによって上記制限に違反した建築物の敷地の所有者、管理者又は占有者         </td> </tr> </tbody> </table> <p>※法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用者その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、建築物の制限に違反をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して罰金刑を科す。</p> <p>(施行日) 西三河都市計画三河安城南町一丁目南地区計画に係る都市計画法第 20 条第 1 項の規定に基づく告示の日</p>	制限区分	建築物	建築物の敷地面積の最低限度	制限内容	1 建築基準法別表第 2 (に) 項第 2 号に掲げる工場 2 倉庫業を営む倉庫 3 キャバレー又は個室付浴場業に係る公衆浴場 4 店舗型性風俗特殊営業に係る建築物	300 平方メートル	罰則適用	上記制限に違反した建築物の建築主 建築基準法第 87 条第 2 項において準用する場合にあつては、上記制限に違反した建築物の所有者、管理者又は占有者	上記制限に違反した建築物の設計者又は工事施工者 (この場合において、その違反が建築主の故意による場合は、当該建築主を含む。) 建築物の建築後に、敷地を減少したことによって上記制限に違反した建築物の敷地の所有者、管理者又は占有者
制限区分	建築物	建築物の敷地面積の最低限度								
制限内容	1 建築基準法別表第 2 (に) 項第 2 号に掲げる工場 2 倉庫業を営む倉庫 3 キャバレー又は個室付浴場業に係る公衆浴場 4 店舗型性風俗特殊営業に係る建築物	300 平方メートル								
罰則適用	上記制限に違反した建築物の建築主 建築基準法第 87 条第 2 項において準用する場合にあつては、上記制限に違反した建築物の所有者、管理者又は占有者	上記制限に違反した建築物の設計者又は工事施工者 (この場合において、その違反が建築主の故意による場合は、当該建築主を含む。) 建築物の建築後に、敷地を減少したことによって上記制限に違反した建築物の敷地の所有者、管理者又は占有者								

内 容	
議 案 番 号	第 1 0 0 号議案
議 案 名	令和 2 年度安城市一般会計補正予算（第 6 号）について
摘 要	資料別添
議 案 番 号	第 1 0 1 号議案
議 案 名	令和 2 年度安城市企業会計補正予算について
摘 要	水道事業（第 2 号）の 1 会計 資料別添

内 容	
議 案 番 号	第 1 0 2 号議案
議 案 名	指定管理者の指定について
摘 要	<p>安城市レジャープールの指定管理者の指定をするもの</p> <p>1 指定をする団体 T A C ・ テルウェル共同事業体</p> <p>2 指定期間 令和 3 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 3 1 日</p>
議 案 番 号	第 1 0 3 号議案
議 案 名	指定管理者の指定について
摘 要	<p>堀内公園の指定管理者の指定をするもの</p> <p>1 指定をする団体 愛知スイミング・コニックス共同企業体</p> <p>2 指定期間 令和 3 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 3 1 日</p>

内 容	
議 案 番 号	諮問第1号
議 案 名	人権擁護委員の推薦について
摘 要	<p>委員 野村裕子、柴田早智子及び板本宗一の任期満了（令和3年3月31日）に伴う後任の推薦</p> <p>人権擁護委員  任 期 3年  委員数 8人  要 件 本市議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であって直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員</p>